



集落活性化支援事業助成金について



猿沢地域まちづくり協議会では、「豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る」を理念に掲げ、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を高め、魅力ある猿沢地域の創造を目指しています。

「集落活性化支援事業助成金」は、各集落等で行われる個性豊かな事業を支援することにより、まちづくりの原点ともいえる集落コミュニティの活性化を目的としています。

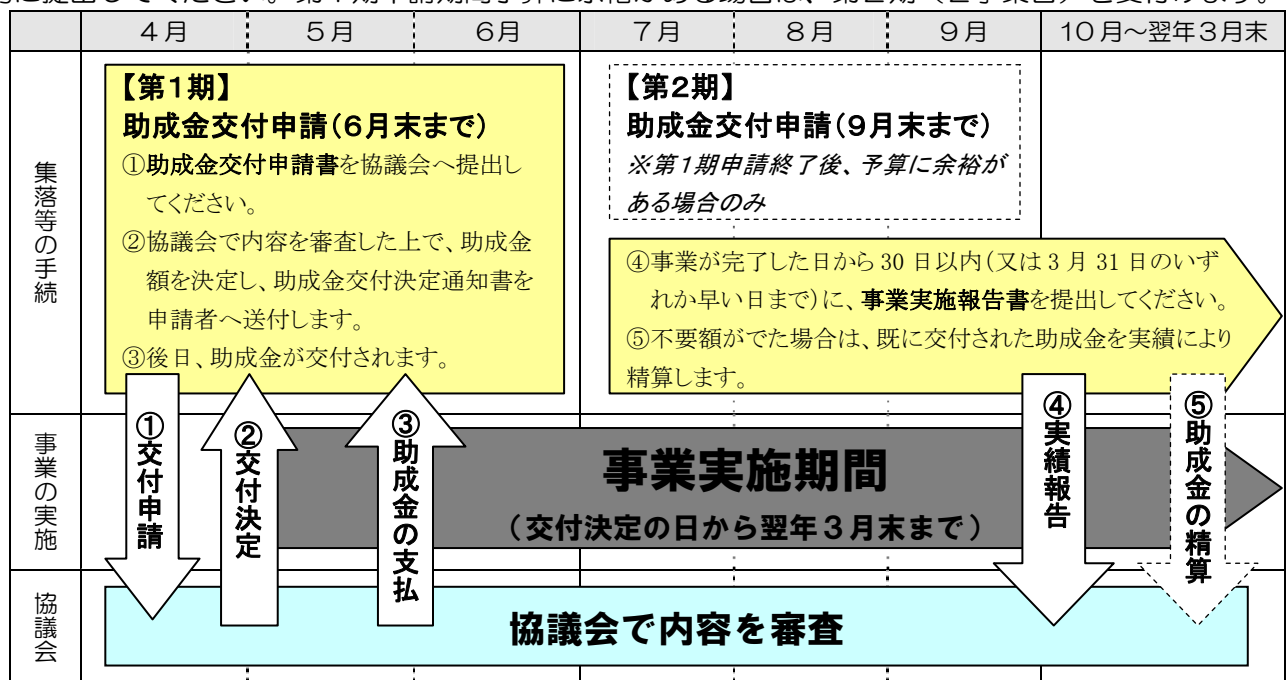
1 助成金の対象となる事業及び金額

集落、集落の連合体、集落内で活動する団体の事業に対し、予算の範囲内で事業内容に応じて助成（1事業あたり2万円まで）します。詳細は、別添「集落活性化支援事業助成金交付要綱」をご覧ください。

事業区分	助成率	上限額	備考
①芸術・文化・スポーツ事業 ②防犯・防災対策事業 ③景観・環境保全事業 ④健康づくり事業 ⑤高齢者福祉事業 ⑥青少年健全育成事業 ⑦子育て支援事業 ⑧産業・観光振興事業 ⑨文化伝承・後継者育成事業 ⑩定住・地域間交流事業 ⑪その他特に協議会が認める事業	事業費の 1/2	1事業 当たり 2万円	◆毎年度、予算の範囲内で補助します。 （平成24年度の予算額は総額20万円） ◆申請者は、 <u>集落区長</u> としてください。 ◆一集落2事業まで申請が可能です。ただし、 <u>第1期（6月末〆切）</u> については一集落1事業を申請できるものとし、 <u>2事業目の申請については、予算の残額により第2期（9月末〆切）</u> として申請することになります。 ◆次の経費は <u>助成の対象外</u> です。 （1）事業関係者への報酬・手当等 （2）事業終了後の慰労会・懇親会等の経費（スタッフの弁当代、お茶代を除く） （3）領収書・レシート等により確認できない経費 （4）その他、適切でないと思われる経費

2 助成金の手続に関する流れ

助成金を希望する場合は、**毎年6月末日まで（第1期申請分）**に交付申請書を作成して、協議会事務局に提出してください。第1期申請期間予算に余裕がある場合は、第2期（2事業目）を受付けます。



3 集落活性化支援事業助成金に関する要綱及び様式

申請書等関係書類は、協議会事務局から各集落区長さんへ送付いたします。電子データ（Word形式）もごさいますので、お気軽にお申し出ください。

■問い合わせ先■

猿沢地域まちづくり協議会事務局 担当：玉木
〒958-0251 村上市岩沢 5611 番地
村上市朝日支所（地域振興課内）
電話：72-6880 F A X：72-6403